

【ポスター発表】

英国のチルドレンズ・センターにおける子どもの貧困支援活動に関する一考察

—現地での聞き取り調査の結果を中心に—

○ 久留米大学 大西 良 (6793)

キーワード：貧困支援 チルドレンズ・センター アウトリーチワーカー

1. 研究目的

2013（平成 25）年 6 月、わが国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策法」という）が国会で成立した。この法律の基本理念は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること」（第 2 条）である。この法律は、貧困の世代間連鎖（世代的再生産）を断ち切るために貧困の状況にある子どもの生活環境や教育等を整備して、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指すものである。この法律の成立から遡ること 3 年、すでにイギリスでは「Child Poverty Act 2010（2010（平成 22）年 3 月）」が成立し、2020 年度までに達成すべき貧困の削減に関する数値目標などが掲げられ、多様な貧困対策が講じられている。その一つにチルドレンズ・センターにおける貧困支援活動がある。

そこで本研究では、英国において子どもに関する地域相談支援を展開するチルドレンズ・センターでの貧困支援の実際について聞き取り調査をすることで、わが国における子どもの貧困問題解決に有益な手がかりを得ることを目的にした。

2. 研究の視点および方法

本研究では、ウエストミンスター区（ロンドン市内）にある Churchill Gardens チルドレンズ・センターにおいて、当チルドレンズ・センターの統括責任者ならびに現場で貧困支援の任務にあたるソーシャルワーカーを対象に聞き取り調査を実施した。

また、ウエストミンスター区はバッキンガム宮殿や首相官邸などの政治、経済、文化の中心的地域であり、なお且つ富裕層居住区を有する一方、貧困、失業、犯罪、ホームレスなどの社会状況が最も悪条件に存在する自治体の一つとされるており、まさに光と影が交錯するロンドンの二極化現象を最も顕著に体現している地域であることから、本研究の目的と合致するため調査地域として選定した。

なお、聞き取り調査を行った時期（期間）は、2014 年 2 月 27 日から 3 月 1 日までの 3 日間であった。

3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたっては、調査対象者に趣旨と目的を文書で伝え、同意を得たうえで実施した。また研究を行うにあたり、日本社会福祉学会研究倫理指針に準じて実施した。

4. 研究結果

(1) ウェストミンスター区における貧困問題

ウェストミンスター区は、豊かな地域に貧しい地域が局所的に複数カ所存在することから、専門家の間でそれらをポケット(pocket)と呼んでいるとのことであった。ウェストミンスター区は、高い失業率やワーキングプア(in-work-poverty)の問題、家庭内暴力や児童虐待、親のメンタルヘルスの問題など多様であり、なかでも特に大きな問題は、移民や他の地域から移ってきた人々の貧困と社会的孤立の問題であるとのことであった。その他にも、貧困を背景とする家庭内暴力の問題や児童虐待などの不適切な養育に関する問題も発生しているとのことであった。

(2) チルドレンズ・センターにおける専門職の役割

Churchill Gardens チルドレンズ・センターには、様々な職種の専門スタッフが働いていた。例えば、子どもの言語的発達のアセスメントや具体的支援を担うスピーチ・セラピスト(言語聴覚士)、児童虐待やドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)などを経験した親へのカウンセリングや心理的支援を担う心理士、子どもの発達の遅れや特別なニーズをもつ子どもへの支援を担当する特別支援の専門スタッフ、雇用に関する助言と支援を行う専門スタッフ、妊婦や育児を行う親への保育的助言や支援を行う保育専門スタッフなどであり、当チルドレンズ・センターにおいて様々な専門職がチームとなって有効な支援やサービスを提供していた。特に、貧困等で孤立している家族やクライアントの早期発見の任務にあたるアウトリーチワーカーという専門職が配置されていた。最近では、アリーヤープロフェッショナル(early year prof)という専門職が、両親とその子どもに対して、刺激のある(必要な)遊び場を提供するサービス、居場所づくり支援も行われているとのことであった。

5. 考察

本研究から、子どもの貧困問題に対する地域における総合相談支援の必要性を痛感した。貧困の根絶には、教育支援、就労支援、保育支援、財政支援などの包括的な支援が必要不可欠であることが再認識された。まさにミクロからマクロまでの視点を常にもち、生活に困窮する者の生活を正確に捉え、そして支え、社会全体の支援体制を構築していくことが重要な鍵を握る。このように英国では総合相談支援が地域に根ざした形で包括的に実施されており、その制度的システムはわが国にも必要なシステムであろう。

付記 本研究は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「平成 25 年度 社会福祉士・精神保健福祉士及び介護福祉士海外研修・調査事業」の研究助成を得て実施されたものである。発表内容は上記事業の「研究・調査報告書」に新たな内容を追加し、大幅に加筆・修正を加えたものである。